

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 19 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	明石市二見町東二見から加古郡播磨町に至る間の地先		高砂漁協 東二見漁協 西二見漁協 播磨町漁協 東播磨漁協
	"	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	漁場の区域		
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	次の点のうちA、ア、キ、ク、コ、ケ、サ、シ、ス、ソ及びびせを結んだ線並びに明石市東播磨港二見新		
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	波止西防波堤と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置		
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	A 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町東二見		
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	界		
	"	まてがい漁業	1月1日から12月31日まで	B 加古川市金沢町地先神戸製鋼所加古川製鉄所埋立地護岸		
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで	南西角		
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから196度4,000メートルの点		
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから護岸に沿い東へ467メートルの点		
	"	つめたがい漁業	1月1日から12月31日まで	ウ イから205度10分103メートルの点		
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで	エ エから130度10分1,606メートルの点		
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで	オ オから150度16分965メートルの点		
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	カ カから217度10分1,630メートルの点		
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	キ キから120度20分505メートルの点		
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	ク クから37度10分467メートルの点		
	"	とりがい漁業	1月1日から12月31日まで	ケ ケから37度10分385メートルの点		
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで	コ ケから208度310メートルの点		
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	サ ケから37度10分840メートルの点		
"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	シ サから104度1,140メートルの点			
"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで	ス シから113度20分2,910メートルの点			
"	しゃこ漁業	1月1日から12月31日まで	セ Aから277度20分480メートルの点			
"	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	ソ セから203度20分の線とスから35度40分の線の交点			
	第2種共同漁業					

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記

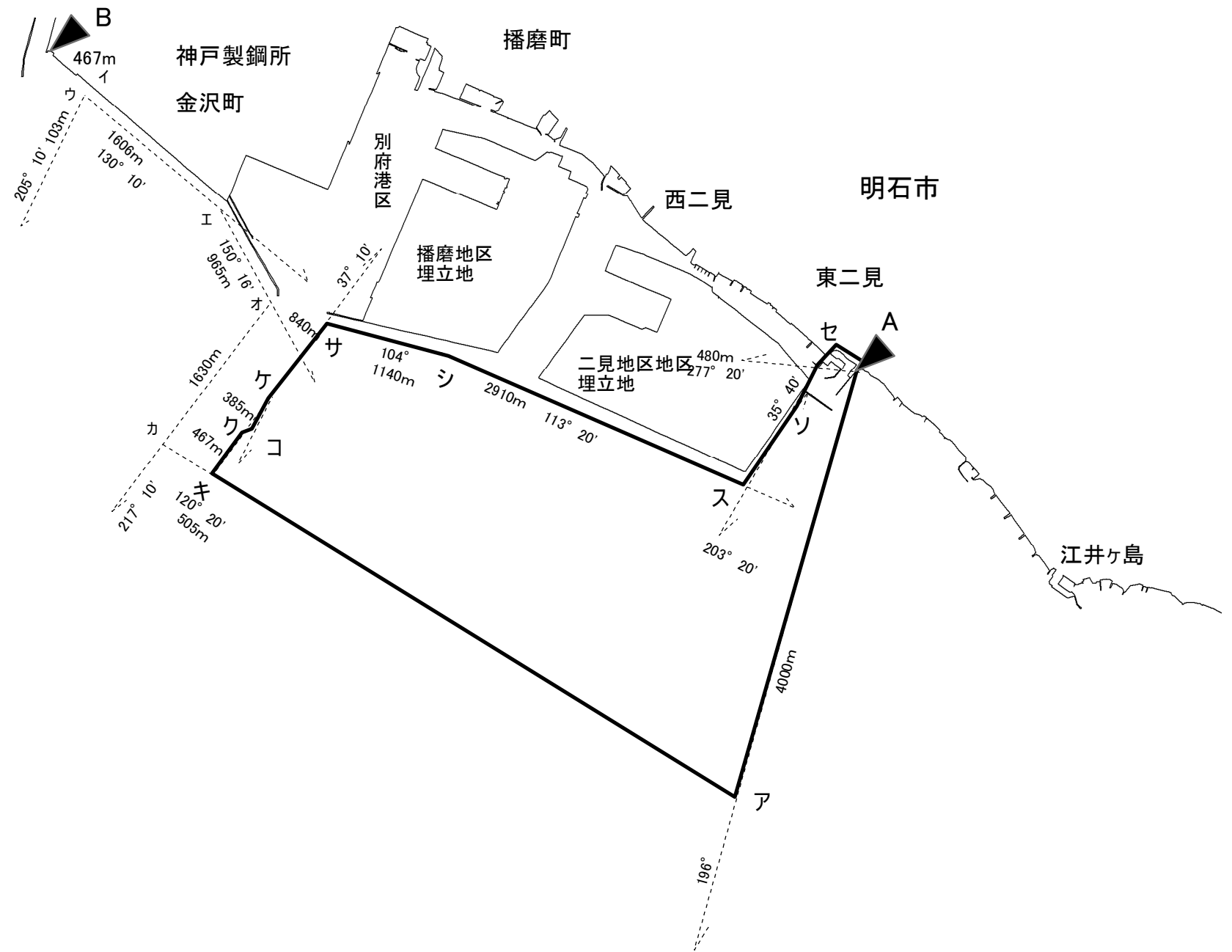
制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第19号
 漁場の位置 明石市二見町東二見から加古郡播磨町に至る間の地先
 漁場の区域 次の点のうちA、ア、キ、ク、コ、ケ、サ、シ、ス、ソ及びセを結んだ線並びに明石市東播磨港二見新波止西防波堤と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

- A 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町東二見界
- B 加古川市金沢町地先神戸製鋼所加古川製鉄所埋立地護岸南西角
- ア Aから196度4,000メートルの点
- イ Bから護岸に沿い東へ467メートルの点
- ウ イから205度10分103メートルの点
- エ ウから130度10分1,606メートルの点
- オ エから150度16分965メートルの点
- カ オから217度10分1,630メートルの点
- キ カから120度20分505メートルの点
- ク キから37度10分467メートルの点
- ケ クから37度10分385メートルの点
- コ ケから208度310メートルの点
- サ ケから37度10分840メートルの点
- シ サから104度1,140メートルの点
- ス シから113度20分2,910メートルの点
- セ Aから277度20分480メートルの点
- ソ セから203度20分の線とスから35度40分の線の交点



平成25年9月1日 免許
共第19号漁場

